

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧ 「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨ 「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
15	香川県	瀬戸内海を活用した「アート県かがわ」の交流人口拡大戦略特区構想	香川県	<p>○離島観光における移動手段の充実(島タクシー) 直島、豊島、小豆島3島では、瀬戸内国際芸術祭開催期間以外も継続して多くの観光客が訪れている中、島内には坂道が多く、徒歩やレンタサイクルでの移動は過酷であり、路線バス、タクシー等はあるものの、便数等が慢性的に不足し、各島とも交通手段を確保し、観光客の利便性を向上させることが喫緊の課題である。このため、自家用有償旅客運送の一種として、一般旅客自動車運送業以外の者(観光施設・民宿・観光ボランティア等)による観光客の有償運送が可能となるよう、道路運送法に基づく基準を緩和する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・島内の交通手段確保による観光客の利便性向上・受入態勢の充実 ・観光交流促進による地域の活性化 	<p>自家用車を有償運送で使用するには、予め国土交通大臣の許可を受けなければならない。 また、実施主体については、NPO法人等の営利を目的としない法人に限定されているとともに、対象者も地域住民やその関係者に限定されている。 旅客自動車を旅客運送の目的で運転する者は、車種に応じた第2種免許を受けなければならない。</p>	<p>道路運送法第78条、第79条、第79条の4 道路運送法施行規則第48条、第49条、第51条 道路交通法第86条第1項</p>	<p>自家用有償旅客運送の一種として、第2種免許を保有しない一般旅客自動車運送業以外の者(観光施設・民宿・観光ボランティア等)による観光客への観光施設送迎の緩和を行うことにより、観光施設や民宿等による自家用車での有償運送を可能とする。</p>	
				<p>○離島観光における移動手段の充実(海上タクシー) 現在は、周遊航路しか認められていない旅客不定期航路事業者(定員13名以上の船舶)による2地点間の乗合旅客の運送を可能にする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙期の観光客の積み残し解消 ・離島交通網の充実による離島振興 	<p>旅客不定期航路事業は、回遊運行は可能であるが、2地点間運航は認められていない。</p>	<p>海上運送法第21条の2</p>	<p>旅客不定期航路事業者の2地点間運航を可能とする。</p>	
				<p>○通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例措置 現行制度においては、国家資格である通訳案内士以外の者が有償でガイド業務を行うことは認められていないが、急増する訪日外国人旅行者に対応するため、一定のレベルを有すると認められる者について、通訳案内士以外にも有償ガイドを認める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・LCCの定期便就航により急増する外国人観光客の受入体制の充実 	<p>通訳案内士でないものは、報酬を得て通訳案内を業として行ってはならない。</p>	<p>通訳案内士法第36条</p>	<p>急増する訪日外国人旅行者に対応するため、英語検定や中国語検定などの資格保有者のうち、自治体を実施する研修を経たものについて、通訳案内士以外にも有償ガイドを認める。</p>	
				<p>○自治体やNPO法人による移住・農業体験ツアーの旅行業法の適用除外 有償でのツアー実施は旅行業法により旅行業者の登録が義務付けられ、営業保証金の供託、旅行業務取扱管理者の選任義務等が課されるため、自治体やNPO法人が主催の場合は適用除外とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の魅力を生かした移住・農業体験ツアーをリーズナブルに実施することによる交流人口の拡大 	<p>登録された旅行業者以外は、ツアーにかかる運送・飲食・宿泊の手配を行うことができない。</p>	<p>旅行業法第3条、第7条、第11条の2</p>	<p>自治体やNPO法人が主催する有償の移住・農業体験ツアーについて、旅行業法の適用除外とする。</p>	
				<p>○オープンカフェ・移動販売車などの道路占有・使用許可基準の緩和 イベント等を実施する際に、路上でのオープンカフェや移動販売車の営業について、道路使用・占有にかかる許可基準を緩和する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多種多様なイベントの実施による交流人口 	<p>車道、歩道空間を活用した各種イベント等を開催する場合、道路の使用許可等を得る必要があるが、物販については許可のハードルが高い。</p>	<p>道路法第32条 道路交通法第77条</p>	<p>路上でのオープンカフェや移動販売車の営業について、道路使用・占有許可が取得しやすくなるよう弾力的な運用を図る。</p>	

管理番号 (事務局記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	④事業の実施場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥ ⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑥」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)	⑫特記事項 (任意)
16	香川県	テレワーク導入促進のための労働環境整備	香川県	自宅やサテライトオフィス、テレワークセンターでの就労を可能とするテレワークを促進し、地方における優秀な人材を確保するため、遠隔雇用をする場合の最低賃金基準を事業所のある地域ではなく、就業場所のある地域の基準とするよう規定を変更し、企業がより良い人材を求めて積極的に地方の遠隔雇用を進めることにより、地方における雇用を拡大させる。	・テレワーク導入促進による大都市から地方への企業の一部機能移転の促進 ・多様な働き方の普及・促進による地方における労働力の確保	遠隔雇用の場合、就業場所ではなく事業所のある地域の最低賃金が適用されることから、大都市の企業が地方への求人を妨げる要因となっている。	最低賃金法第9条第2項	雇用契約において、労働者の就業場所を自宅等に設定した場合、最低賃金は、事業所のある地域ではなく、自宅等のある地域の基準とするよう規定を変更する。	
17	香川県	介護サービス事業等における短期間の派遣労働者の受入れ	香川県	超高齢社会を迎え、介護ニーズが多様化していく中で、介護職員に求められる知識・技能も多様化しているが、介護職場は恒常的に人手不足であるため、介護職員がスキル向上や資格取得のための外部研修を受講することが困難となっている。なお、人手不足解消のため正規職員の増員を図ることも、現在の介護事業所の経営状況や雇用情勢の中では困難である。そこで、介護事業所において30日以下の短期間派遣労働者の受入れを可能とすることにより、現任職員が外部研修を受講する際の代替職員の確保を推進し、多様な介護ニーズに対応できる介護職員を養成する。	多様な介護ニーズに対応できる介護職員の養成を推進し、介護サービスの質の向上を図るとともに、現任職員がその知識やスキルを向上させ、モチベーション向上を期待できることから、介護職員の定着と安定的な確保に寄与する。	日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)については一部の業務を除いて禁止されているが、その業務に介護業務が入っていない。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条	例外として政令で定める日雇派遣が認められている業務に、介護業務を追加する。	
18	香川県	農地中間管理事業に係る農業振興地域外農地の適用範囲拡大	香川県	農業の担い手への農地集積を推進するため、現在、農業振興地域を事業区域と法定化されている農地中間管理事業について、地域の実情に応じ、知事が農業振興上認められた地域についても対象とする特認地域を設ける。	本県では、住宅地や市街地が農地と近接するなど、農村での混住化が進んでおり、農業振興地域に限らず、生産性の高い農業が行われている地域が存在することから、これらの地域も、農地中間管理事業の対象地と同様に取扱い、農業集積の推進を図ることによって、農地の有効利用や経営効率化により、農業の競争力の強化に繋がる。	農地中間管理事業の実施地域は、農業振興地域内の農地に限られることが法定化されている。	農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項3	知事が農業振興上認められた地域について特認地域として農地中間管理事業の実施区域とする。	